

表 2

洋上風力発電に関する「漁業」関連調査

調査の種類	調査の概要等
環境アセスメント	<p>環境影響評価法に基づく調査。開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度*1。集められた情報は「漁業影響調査」に活用することも可能。</p>
漁業実態調査	<p>漁業者の漁場の利用状況を把握するための調査。漁業権内の漁場など沿岸域であれば、沿岸漁業の免許・許可を所管する都道府県（水産主務課）が実態を把握*2することとなっていることから、都道府県から情報収集することが適切。沖合域であれば、該当する漁業の許可を所管する国（水産庁）が実態を把握*3していることから、国から情報収集することが適切。</p>
漁業影響調査	<p>漁業の実態を把握したうえで漁業への影響を把握するために実施する調査。漁業者との意見交換を密に行い、関心事項、懸念を十分反映した調査計画を立て、着工前の調査で漁業や資源の現状を把握する。施設建設中、稼働後の一定期間に影響の有無をモニターする。調査の結果を関係者で共有し、必要に応じ計画の改善や影響への対応策を検討（別図参照）。</p>
<p>（参考）協調・共存のための漁業振興策</p>	<p>経済産業省及び国土交通省の合同委員会は2019年4月の「中間整理」で「漁業への支障の有無の確認は、当該区域における洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて行う」という方向性を提示。海洋再生可能エネルギーに関する「基本方針」にも同様の記載。再エネ海域利用法に基づく促進区域指定の検討に際して、漁業への支障が見込まれるかどうかを事前に予測することが困難なことへの対応の一つ。</p>

*1：環境省、環境アセスメント制度のあらまし、p1 http://assess.env.go.jp/files/1_seido/pamph_j/pamph_j.pdf

*2：漁業法第90条、第58条で準用する第52条第1項

*3：漁業法第52条、第26条、第30条